

地域づくり計画策定促進に係る市の取り組み（案）について

1. 地域づくり計画策定の手引きの作成

地域づくり計画策定の意義や策定する際の手順・手法等の例をまとめた手引きを(2019年度中に)作成し、各地域コミュニティ組織に配布する。

2. 地域づくり計画策定経費への財政支援

活動促進事業交付金の対象事業として、「地域づくり計画の策定」を位置づけ、計画策定のための経費（例 視察経費、アドバイザー招聘経費、計画書のデザイン・印刷費、その他）に対して交付金を交付する。

この事業以外の事業は、採択の可否を審査委員会での審査を経て決定するが、この計画策定事業は、書類審査のみで採択を行う。

上限 1地区50万円（他の事業も含めて）

※アドバイザー招聘については、県の地域再生大作戦によるアドバイザー派遣の活用も勧奨する。

3. 地域づくり計画策定研修の実施

（1）地域コミュニティ組織連絡会での啓発・策定手順例紹介

年度当初に行う地域コミュニティ組織連絡会で、計画策定の手引書を使って、地域づくり計画策定の意義を啓発するとともに、策定の手順・手法の例、支援制度等を紹介する。

（2）専門家による地域づくり計画策定研修の実施

「地域づくり計画策定」をテーマとしたテーマ別研修として、地域づくりや計画策定の専門家を講師に、計画策定の技術的研修を行う。

4. 出前講座の実施

2020年度から年度ごとに9～10地区程度の「地域づくり計画策定推進地区」を設定し、当該地区を中心に市から出前講座の受け入れを働きかけ、地域サポーターと連携して「地域づくり計画策定」に係る啓発・支援を行う。